

# 改正建築基準法(平成28年6月1日施行)による大分県定期報告制度対象建築物一覧表

## 対象建築物一覧表

用途	対象建築物	H28	H29	H30	H31	H32	H33
病院、診療所、高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)	○			○		
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の面積の合計が200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(100㎡超)		○			○	
観覧場、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の面積の合計が200㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)		○			○	
体育館(学校を除く)、博物館、美術館、図書館、ホッピング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	①3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上		○			○	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物販店舗	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上 ④地階にあるもの(100㎡超)		○			○	
旅館、ホテル	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)			○			○

## 対象建築物設備等一覧

設備の種類	対象建築設備等	H28	H29	H30	H31	H32	H33
昇降機等	①エレベーター ②エスカレーター	○	○	○	○	○	○
	③小荷物専用昇降機	*1	*1	○*2	○	○	○
建築設備	特定建築物に設ける ①換気設備(中央管理方式の空調設備に限る) ②排煙設備(機械排煙設備に限る) ③非常用照明装置(非常用電源内蔵型でないものに限る)	○	○	○	○	○	○
工作物	①観光用エレベーター・エスカレーター ②高架の遊戯施設(コースター等) ③原動機を設け回転運動をする遊戯施設(メリーゴーラウンド、観覧車等)	○	○	○	○	○	○
防火設備	特定建築物及び高齢者等の就寝の用に供する建築物のうち、200㎡以上の建築物に設置する防火設備(防火戸、防火シャッター等)	*1	*1	○*2	○	○	○

\*1 小荷物専用昇降機、防火設備について、初回の報告(平成30年度分)は平成31年5月31日までです。H28年度及びH29年度に提出をしても構いません。

\*2 平成31年4月1日～5月31日までに報告いただいたものは平成30年度分とみなすため、平成31年度分も別途報告いただき、それ以降毎年報告をしてください。